

第8号様式（第12条関係）

吉野町指令第 3 号
平成29年 4月 1日

株式会社NANBU 殿

吉野町長 北岡



複製禁止

一般廃棄物（塵芥）収集運搬業許可書

平成29年3月1日付で申請のあった一般廃棄物の収集運搬業の許可（更新）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により下記条件を附して許可する。

営業所の所在地	奈良県橿原市五井町187番地の2
業務の種類	一般廃棄物（塵芥）収集運搬業
許可の種類	一般廃棄物（塵芥）収集運搬業
許可の区域	吉野町全域
許可の期間	自 平成29年 4月 1日 至 平成31年 3月31日
許可の条件	別紙のとおり

複写厳禁

複製禁止

第12条関係

許可の条件(塵芥)

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号のいずれにも該当しないこと。
2. 自己の名義をもって他人に収集運搬させないこと。
3. 一般廃棄物の収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。
4. 一般廃棄物を搬入する場合は必ず袋(袋の指定はなし)に入れ、手おろしができる状態で搬入し、計量後、係員が指示する車輛に積み込むこと。可燃物以外のごみは従前どおりの対応となる。
5. 町外において収集した一般廃棄物を吉野三町村クリーンセンターに搬入しないこと。
6. 産業廃棄物を混入しないこと。
7. 特別管理一般廃棄物(医療系廃棄物等)を搬入しないこと。
8. 許可申請書及び添付書類に記載した事項に相違した業を行わないこと。
9. 吉野三町村クリーンセンターへ搬入した事業者の排出量及び分別形態を、別紙様式により、毎月ごとに吉野町役場暮らし環境整備課環境対策室へ報告すること。
10. 業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、関係省令並びに吉野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同条例施行規則を遵守すること。
11. この許可の条件に違反した場合若しくはこの許可に関し町の指示に従わなかった場合は、許可有効期限に関わらず許可を取り消され、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じられることがある。

複写厳禁